福島年発第　5　号
令和２年１１月２６日

福島県社会保険労務士会
　　会長　宍戸　宏行　様

日本年金機構
東北福島年金事務所長

電子申請利用促進について（協力依頼）

平素より、公的年金制度の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記につきましては、以前より協力依頼をさせていただいているところですが、現在、政府全体で行政手続きコストの削減のため手続きのオンライン化を図っております。

当機構におきましても、今年度、電子申請の利用促進を最重要課題として取り組んでおり、ご利用いただいていない全事業所に対し、電話や文書での勧奨を行っております。

今月よりマイナポータル経由で電子申請可能な届書が新たに 29 種類追加されおり、今後もマイナポータル経由で電子申請可能な民間労務管理ソフト等及び申請可能な届書数は順次拡大される予定です。

また、併せてシステム改修も行われており、保険証の早期送付、決定通知書のスピード化を図っており電子申請を行うことで事務の効率化が期待できます。

つきましては、趣旨をご理解のうえ電子申請による届け出の開始にご協力いただきますようお願い申し上げます。

事業主の皆さまへ

社会保険手続きは
電子申請でカンタンに！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

電子申請には様々なメリットがあります。ぜひ、電子申請の利用をご検討ください。

電子申請のメリットって何ですか？

２４時間３６５日いつでもどこでも申請可能です。郵送費などのコスト削減も期待できます。

お金はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。併せて利用手順の説明動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

日本年金機構　電子申請　検索

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html

＼電子申請がいちばん早い！／

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が３～４日早く届きます。
ぜひ電子申請をご利用ください！

電子申請の利用方法はウラ面へ

電子申請のご利用方法

STEP 1 「GビズID」のアカウント取得

1．ＧビズＩＤのホームページから「gBizIDプライム作成」ボタンを押下して
　　申請書を作成・ダウンロード

※「GビズID」の詳しい内容、手続きはGビズIDホームページをご覧ください。

2．作成した申請書と印鑑証明書を「ＧビズＩＤ運用センター」に送付

3．申請が承認されるとメールが到着（審査に２週間程度必要となります。）

4．メールに記載されたＵＲＬをクリックしてパスワードを設定

5．手続き完了！

https://gbiz-id.go.jp

ＧビズＩＤ　検索

STEP 2 申請データ(CSV)の作成

「届書作成プログラム」で申請データを作成します。

「届書作成プログラム」は、申請データを簡単に作成・申請できるプログラムです。
日本年金機構のホームページから**無料でダウンロード**できます。

※　自社システムや労務管理ソフトで申請データを作成した場合は、申請データ（CSV）が
　　正しく作成されているか届書作成プログラム内の「仕様チェック」を実施してください。

STEP 3 届書作成プログラムから申請！

作成した申請データ（CSV）を電子申請します。
「GビズID」に対応した「届書作成プログラム」から電子申請を行います。

２０２０年４月から
特定の法人について**電子申請の義務化**が始まりました。

※特定の法人とは・・・

・資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が１億円を超える法人

・相互会社　・投資法人　・特定目的会社　※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先はこちらです

【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

０５７０－００７－１２３（ナビダイヤル）→**「２番」をお選びください**

０５０から始まる電話でおかけになる場合は、０３－６８３７－２９１３→**「２番」をお選びください**

<受付時間>　月～金曜日：午前８時３０分～午後７時
　　第２土曜日：午前９時３０分～午後４時
　　※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ご提出にあたりご不明な点は、『**電子申請相談チャット**』へ！

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする**相談チャットを令和２年１０月より開設します。**24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

＊日本年金機構ホームページでは、電子申請の具体的な利用方法、電子申請に関するＱ＆Ａや、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

日本年金機構
Japan Pension Service

20071011001